

①指定申請手続き

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス	申請期間	障害福祉サービスを始めたいのですが、指定を受けるまでにはどれくらいの時間がかかりますでしょうか。	<p>申請書類は、事前に図面相談を行ったうえで、県HPに掲載の必要書類チェックリストにより、申請者の責任の下、不足書類がないかチェックのうえ、郵送で提出してください。書類が不足し、基準充足の審査ができない場合、申請書を返却させていただきます。</p> <p>ただし、就労継続支援A型事業所については事業収入によって利用者に対して賃金を支払う必要があります。そのため適切に事業が行えるか（賃金をまかなうだけの事業収入が見込まれるのか）の確認を終えてからの申請書提出となりますので、さらに多くの時間を要することとなります。</p> <p>つきましては、時間に余裕をもって申請をするようお願いいたします。</p> <p>図面相談、収支確認及び指定申請書の提出については、下記URLの「障害福祉サービス事業等の申請者の方へ」を必ずご確認下さい。</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigousya.html</p>
2	全サービス	定款	株式会社やNPO法人で障害福祉サービス事業等を行うには、定款の目的にどのような文言が必要でしょうか。（社会福祉法人は定款準則のとおり）	<p>●障害福祉サービスを行う場合 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助】 ⇒「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p> <p>●一般相談支援事業を行う場合 【地域移行支援、地域定着支援】 ⇒「<u>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p> <p>●障害児通所支援事業を行う場合 【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】 ⇒「<u>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）</u>」</p>

3	全サービス	多機能型	<p>今まで多機能型事業所だったものを各サービス毎の単独型事業所にするときにはどのような手続きが必要ですか。</p>	<p>●障害福祉サービス事業所と障害福祉サービス事業所、若しくは障害児通所支援事業と障害児通所支援事業所の多機能型事業所 ⇒ 2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれを単独型事業所にするには、一方のサービスを廃止してそのサービスについて再度新規指定申請をする必要があります。</p> <p>●障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業の多機能型事業所 ⇒ 2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれを単独型事業所にするには、多機能型から単独型へ変更するという変更届と、定員区分の変更等に伴う加算の変更届が必要となります。</p> <p>※ 多機能型事業所から単独型事業所に変更するに伴い定員変更が必要な場合があります。定員減の変更をする場合、変更届となります。一方で定員増の変更をする場合、サービスによっては、変更申請が必要となります。変更申請は新規指定申請と同様の提出期限までに申請する必要があります。（単独型の場合、生活介護及び就労継続支援B型の最低定員は20名。就労移行支援及び就労継続支援A型の最低定員は10名となります。）</p>
4	全サービス	賃貸借契約	<p>必要な書類として賃貸借契約書の写しとありますが、何を確認するのでしょうか。</p>	<p>事業を行う建物が確保されていることの担保として、賃貸契約書の写しの提出を求めています。借主は代表者などの個人ではなく申請者（法人）である必要があります。また、目的が「住居」や「店舗」および「事務所」などとされている場合、障害福祉サービス等の事業所として使用する旨の覚書を貸主と交わし、その写しも添付するか、賃貸借契約書に用途を明記してください。なお、賃貸借契約が不動産業者を介さない場合、別途賃貸人の所有権を確認する書類が必要になります。（建物登記の写し、直近の納税通知書の写し等）</p>
5	全サービス	建物の完成時期	<p>建物がまだ工事中なのですが、申請書類の受理はもらえるのでしょうか。</p>	<p>指定申請書提出時までに工事完了かつ空調設備を含む備品が整備された上で、内装完了後の写真を添付することが基本ですが、期日までに写真の撮影・提出が間に合わない場合は、「開所予定月の前月15日（必着）までに写真を提出する」旨の確約書（様式任意）を添付してください。</p>

6	全サービス	写真	事業所の写真を撮影・提出する際に気を付けることはありますでしょうか。	事業所の様子を確認するため、カラー写真の添付を求めていきます。 建物の外観・玄関・トイレ・洗面・訓練作業室など設備基準上必要な部分の写真に番号をつけ、平面図上に撮影位置・方向を番号と矢印で示してください。（事業所として使用する場所は全て、死角がないように撮影してください） なお、この写真は事業所が完成した状態で撮影してください。壁や床など内装が整っていなかったり、事業で使用する備品が配置されていない状態ではお受け取りできません。
7	全サービス (居宅介護等を除く)	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の研修修了時期	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の研修修了時期が指定日以前には修了するが申請書の提出日に間に合いません。申請書類の受理はしてもらえるのでしょうか。	研修の受講決定が確認が出来る場合は、以下の流れで申請書の受付をします。 指定申請書に、①研修の受講決定が確認できる書類（受講決定通知書等）②当該研修を事業所が指定日までに受講させ、研修修了証の写しを指定日前日までに提出する申立書を添付する。 研修修了後、速やかに研修修了証の写しを指定日前日までに提出してください。
8	全サービス	法人変更	合併や事業譲渡により申請法人が変更になった場合の手続き方法を教えて下さい。	法人格としての継続性が認められない限り、既存の事業所を廃止すると同時に、変更後の法人による新規の指定申請が必要となります。（例えば株式会社が運営する事業所をNPO法人に引き継ぐ場合等） ・事業譲渡の場合は、譲渡する法人からの廃止届と、譲渡を受ける法人による新規指定の申請が必要です。 ・合併については、吸収合併の場合において存続する会社が運営している事業所に関しては、引き続き運営することができます（法人の名称、所在地、代表者等の変更を伴う場合はその旨の変更届は必要）が、合併により消滅する会社が運営している事業所、あるいは、新設合併（既存の会社をすべて解散し、新たな会社を設立してそこへ事業譲渡する）の場合は、上記と同様に廃止と再度の指定申請が必要となります。 ・有限会社から株式会社への変更は、法的には「商号変更」として扱われることから、手続きは「廃止・新規指定」ではなく、法人の名称変更による変更届で可能です。 ・合同会社（合名会社・合資会社）から株式会社への変更（その逆も可）は、会社法において規定されている「組織変更」にあたり、法人格の継続性が認められる変更であることから、法人の名称変更による変更届で可能です。（ちなみに、合同会社、合名会社、合資会社の相互間の変更は「組織変更」に当たらず、定款の変更のみで可能です。） ※国事務連絡（令和6年6月21日）「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」に基づき、指定手続き簡略化及び報酬上の実績の通算等を希望する場合は、判明次第至急障害福祉課までメールを送信後、担当まで電話にてご一報ください。

9	共同生活援助 短期入所	型の変更について	<p>①共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型） ②短期入所（併設型及び空床利用型 ⇄ 単独型） ③短期入所（併設型 ⇄ 空床利用型）</p> <p>①から③のそれぞれのサービスにおいて、既に指定を受けている型を変更する場合の手続きはどのように行えばよいでしょうか。</p>	<p>障害者総合支援法施行規則では、変更届で処理すべき内容にサービス種別は規定されておらず、また、人員基準や設備基準等が異なってきます。</p> <p>よって、①から③において、型を変更する場合、サービス種別の変更となることから、既存の事業所を廃止すると同時に新規の指定申請が必要となります。</p> <p>ただし、③については、サービス種別の変更にはあたりますが、人員基準や設備基準等が同様の点もあることを鑑み変更届とします。</p>
10	日中系サービス 障害児通所	申請調書	<p>日中活動系サービス事業所（共同生活援助・障害児通所支援事業所）の申請調書にはどのような内容を記載するのでしょうか。</p>	<p>障害福祉サービス事業等の実施にあたっては、障害者総合支援法や児童福祉法だけでなく他法令も遵守する必要があります。他法令については当課で判断できませんので、以下の法令についてそれぞれの所管部署に確認し、「申請調書」に記入してください（該当無しの場合も、照会先の部署名、担当者名、電話番号、照会方法及び照会日を記載してください）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法…事業を行うために建物の用途変更が必要となる可能性があります。用途変更が必要な場合は、事業を開始する前までに用途変更の手続きを終える必要があります（届出+検査（確認）済証まで）ので、建築士にご相談ください。 ●消防法…防火対象物使用開始届（押印あり）の届出及び添付が必要になります。建物にスプリンクラーや自動火災報知設備などの消防設備の設置が必要となる可能性があるので、消防部局に確認してください。設備が整っていない場合は、事業を開始する前までに設置工事を終える必要があります。 ●都市計画法…市街化調整区域で事業を行う場合、開発許可が必要となります。そのため建築部局と手続きをしてください。（市街化調整区域でない場合は「該当なし」にチェックをしてください。）
11	全サービス	申請調書	<p>建築基準法、消防法、都市計画法の基準を満たしているか確認したいのですが、どちらに照会をすればよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法…愛知県建築局建築指導課及び特定行政庁・限定特定行政庁となる市町村の建築所管課が窓口となります。詳細は以下のリンク先を確認してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchikukakninmadoguchi.html なお、図面等により具体的に建築基準法を満たしているか確認したい場合は、建築士にご相談ください。 ●消防法…各市町村の消防部局が窓口となります。各市町村の消防本部にお問い合わせください。 ●都市計画法…開発許可申請書等は、開発区域に係る市町村に提出してください。詳細は、愛知県建築局建築指導課開発グループがまとめた以下のリンク先を確認してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.html#1